

令和6年4月26日

第 4 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和6年4月26日（金） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

- 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第18号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について
- 議案第19号 令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について

協議事項

- 第1号 呉市地方卸売市場運営協議会委員の推薦について

報告事項

- 第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 第3号 非農地証明について
- 第4号 非農地判断について

出席委員

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 柏木 健二 | 2番 田中 慎二 | 3番 谷 新子 | 4番 宮脇 和幸 |
| 5番 横段 登 | 6番 高本 光之 | 8番 水場 光輝 | 9番 今井 満 |
| 10番 亀山 博司 | 11番 秋光 貴志 | 12番 岡本 亮二 | 13番 島田 徹幸 |
| 14番 大道 正孝 | 15番 竹内 誠 | 16番 新田 隆次 | 17番 石田 尚則 |
| 18番 神藤 敦美 | 19番 北村 正次 | | |

欠席委員

- 7番 立花 達也

推進委員

- 寺川 恵美 渡邊 哲宏

事務局

- 坂原事務局長 倉中事務局次長 宮崎課長補佐 庭月野主査 藤並主任 根本主事

(午後2時)

議長(北村) : 総会に先立ちまして、この程の事務局員の人事異動により農業委員会事務局に、坂原事務局長、宮崎課長補佐が着任されました。順にご挨拶をお願いします
事務局挨拶(坂原事務局長、宮崎課長補佐)

議長(北村) : それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和6年第4回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、1番 柏木委員、2番 田中委員を指名します。本日の欠席通知は、7番 立花委員から出されています。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長 : 事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局 : 配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図を送付しています。また、本日配付した資料は、資料1「令和6年度最適化活動の目標の設定」、資料2「呉市地方卸売市場運営協議会委員の推薦について」です。続いて、意見交換会資料として、令和6年度 農林水産課の事業計画書、呉市の農業振興、緑の募金のパンフレット・花の種・緑の羽根、令和6年度 農林土木課の事業計画書です。ありますでしょうか。

議長 : それでは付議事項に入ります。議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 : 1番の申請地は、苗代町字西條〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は合計57㎡の2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売却するもので、譲受人は経営規模を拡大し、果樹を作付けするものです。

議長 : 調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮脇委員 : 4番 宮脇です。申請地は、苗代交差点から熊野方面へ700m程行った場所にあります。土地も狭く管理する者がいないため売買するものです。譲受人の自宅は、この土地の近くにあり、水稻や野菜を栽培し、JAの直売所で販売も行っています。ご審議よろしくをお願いします。

議長 : それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，本件は，許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，本件は，許可と決定します。

議 長：2番について，事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は，栃原町字荒蒔〇〇〇番〇，地目は畑，面積は合計104㎡の2種農地です。申請の事由につきましては，譲渡人は，高齢により耕作困難なため贈与するもので，譲受人は経営規模を拡大し，野菜を作付けるとのことです。審議よろしく申し上げます。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

宮 脇 委 員：4番 宮脇です。申請地は，苗代交差点から200m程北へ上がった川沿いにあります。見た目は，広く見えますが，100㎡程の小さな農地です。写真の右奥に写っている2階建ての建物が譲受人の住居です。野菜を栽培するそうです。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，本件は，許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，本件は，許可と決定します。

議 長：3番と4番は，譲受人が同一ですので，一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番及び4番を一括して説明いたします。3番の申請地は，郷原町字土休〇〇〇〇番，地目は田，面積は合計284㎡。4番の申請地は，郷原町字鳥帽子岩〇〇〇〇〇番，地目は畑，面積は合計1,044㎡でいずれも第2種農地です。申請の事由につきましては，譲渡人は，譲受人の要望により贈与するもので，譲受人は経営規模を拡大し，果樹を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

推 進 委 員：推進委員 寺川です。写真をご覧ください。申請地は，獣除けネットを張るなどの手当をして，野菜の栽培を行っています。譲受人は，この近くにお住いの方です。一部竹林化していた荒地に手を入れた後，果樹を植え付ける予定です。ご審議よろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、仁方町字立場畦〇〇〇番〇、地目は畑、面積は合計115㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売買するもので、譲受人は新規就農し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮 脇 委 員：4番 宮脇です。申請地は、仁方トンネルを抜け20m程の国道沿いにあります。カラスノエンドウが茂り見た目は悪いのですが、草を刈ってしまえば耕作は、十分可能と思います。譲受人は、この近くで野菜を作られており、一緒に管理されます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、広白石2丁目〇〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は合計171㎡の第3種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により贈与するもので、譲受人は経営規模を拡大し、果樹を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮 脇 委 員：4番 宮脇です。申請地は、広駅から仁方方面に進みトンネル手前を右折した呉線沿いの住宅街にあります。以前は、草木が茂っていたようですが、譲受人が草刈りなどの作業を行いました。今後、野菜を作付ける予定で、簡易なビニールハウス設置も準備中とのことです。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：7番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、広町字灘開〇〇〇〇番ほか1筆、地目は畑、面積は2筆合計で928㎡、いずれも第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売買するもので、譲受人は経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮 脇 委 員：4番 宮脇です。申請地は、広交差点から長浜方面に500m程進んだ住宅地と山の際に位置します。進入路が狭く、機械の持ち込みが困難な土地です。もう一つの農地も尾根沿いある耕作不利地です。譲受人は、以前からこの土地を借受て、野菜と果樹を栽培しています。定年退職したので、経営規模を拡大するとのことです。ご審議よろしくお願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：8番9番は譲受人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：8番の申請地は、倉橋町字山ノ川 〇〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は104㎡。9番の申請地は、倉橋町字山ノ川 〇〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は105㎡のいずれも第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は高齢のため耕作困難なため売却するもので、譲受人は、家庭菜園とし野菜を作付けるものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 本 委 員：6番 高本です。申請地は、倉橋島の東部、鹿老渡集落から北東に300m程の場所にあります。この辺りは、島では珍しく水がある地域です。20年程前には、水稻栽培も行われていましたが、現在は、荒地が目立ちます。譲受人の自宅が近くにあり家庭菜園としては、打って付けだと思います。ご審議よろしくお願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：10番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：10番の申請地は、蒲刈町田戸字棒迫〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は763㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により贈与するもので、譲受人は、経営規模拡大し、蜜源となる花木を作付けるものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

竹 内 委 員：15番 竹内です。申請地は、田戸集落から向集落へ向かうトンネルの500程手前の県道沿いにあります。譲受人は、カンキツ栽培と養蜂を行っており、規模拡大のための申請です。今後、カンキツ、柿、いちじくなどの蜜源となる果樹を作付ける予定です。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、安浦町内海北3丁目〇〇〇番〇、地目は田、面積は454㎡の第2種農地です。転用の目的は、住宅、倉庫及び駐車場として利用するものです。規模等は、住宅1棟、農業用倉庫1棟、駐車場3台を整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：10番 亀山です。申請地は、30年豪雨災害で氾濫した中畑川の近くです。この辺りを広島県が流木の貯留置として買い上げています。写真の右上に申請人のご自宅があり、川幅を広げ道路を整備するため立退きとなった背景があります。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、郷原町字鳥帽子岩〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は合計59㎡で、いずれも第2種農地です。転用の目的は、資材置場として使用するものです。規模等につきましては、譲受人は申請地を建築資材置場として使用し、塩ビパイプや土のうなどを仮置きするものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

推 進 委 員：推進委員 寺川です。申請地は、先程ご審議頂いた3条申請許可の隣接地で左側が竹林、右側が果樹園です。既に資材が置いてありそのまま利用するとのことでした。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

水 場 委 員：8番 水場です。農地法第3条許可議案の4番との関連性はどのようになっていますか。
また、置かれている資材は、農業に必要なものですか。

事 務 局：3条許可議案の3号及び4号の譲受人は、同一人物です。元JA呉の職員で栽培能力は十分あると思います。また、申請地の利用目的は、純粹に農業関連資材置場です。

議 長：その他ご意見は、ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、安浦町大字女子畑字岡泓〇〇〇番〇ほか3筆、地目は田、面積は合計で1,614㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電施設として利用するため、売買するものです。規模等は、太陽光パネル192枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。関係法令については、全量自家発電となるため再生可能エネルギー発電事業計画認定の代わりとなる電気売買契約書の写しの提出があり、中国電力との発電設備等に関する契約については、契約承諾となっております。関係法令については、都

市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：10番 亀山です。申請地は安浦町の北部女子畑地区にあります。譲渡人は、高齢で耕作が出来なくなりました。2年前までは、耕作していました。本来なら農地として利用して頂きたいのですが、後継者がいないことから仕方ないかと思えます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可すると決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：3番は、2月の総会で継続審議となっている案件で、改めてご審議いただくものです。これまでの経緯についてご説明いたします。申請地は、苗代町字重役〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は470㎡の第2種農地です。申請地の隣接地にある、積み上げられた盛土を安定勾配にするよう、都市計画課から指導があり、申請地を資材置場として利用するため、所有権を移転するものでございます。2月の総会で、地元委員さんから、宅地造成区域やその周辺の排水の問題や、残土が崩れて河川へ流れ出るのではないかとのご指摘があり、担当課へ確認して改めてご報告するという事で、審議を保留いたしました。担当課に、農業委員会の2月の総会において、委員からご指摘があった事項について確認し、3月の総会で説明を行いました。内容については、委員が心配されておられる排水については、宅地造成区域の外周にU字溝を敷設する。宅地造成区域外ではあるが、地盤が低く水が溜まりやすい箇所に排水柵、水路を設置し、既存の暗渠排水の部分まで延ばして、河川へ排水するようにしている。排水について、1カ所は既存の施設（紫色部分）を改修し、新たに2カ所排水施設を設置し対策を講じている。また、河川に土砂が流れるのではないかとのご指摘がありましたが、土砂の勾配を緩やかにし、上の部分を平らにし、斜面には植生ネットを設置するなど、土砂が崩れないように対策を講じている。など、宅地造成等規制法の基準に適合するように計画されていることを、ご説明させていただきました。いずれにしても、都市計画課では、この申請に関して、法令違反とか書類の不備も見受けられず、細かい箇所の手直しも修正される見込みであり、近いうちに許可する方向で話を進めており、担当課の判断に係ることなので、計画が法令の基準内であれば、問題はないと

思われます。農業委員会としても、今回の農地法5条の申請に関して、申請書類に不備がなく、計画どおりであれば不許可とする理由はないと考えます。しかしながら、計画どおりに施工されず安全配慮に欠けるようなことがあれば、都市計画課も当然指導を行いますし、農業委員会としてもそういったことが見受けられれば、都市計画課と連携しながら働きかけを行っていきたいと考えております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

高本委員：6番 高本です。計画は良くても施工に問題があるケースがある。中間でチェックが必要と考えます。

横段委員：5番 横段です。先般、柏木委員、宮脇委員の3名で、計画を聞く機会がありました。只今、事務局の説明があった様に盛土の下側に排水口を設け、周辺に迷惑を掛けないようにする。土砂が流れて河川をふさがない工法で整備する。農業委員会がこの工法で許可するのであれば、都市計画課は、この計画が安全に施工されるように追跡調査を行うことを確認しました。

議長：その他、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、宅地造成等規制法の許可に併せ許可することと決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、宅地造成等規制法の許可に併せ許可と決定します。

議長：次に、議案第18号「相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：本件は、「租税特別措置法」による相続税の納税猶予に係るもので、相続人が税務署に申告し、その農地を引き続き耕作する場合、この一定部分の相続税額の納税が猶予されるもので、市街化区域内の農地については、相続税の申告期限の翌日から20年引き続いて耕作することにより、猶予された税額の納税が免除されます。この制度の適用にあたっては、平成17年4月1日以降の相続については、3年ごとに農業経営を行っている旨の継続届出書を税務署に提出する必要があり、これに添付する書類として、農業委員会の「引き続き農業経営を行っている旨の証明」が必要となるため、今回証明申請をしたものです。

1番の調査地は、1番の申請地は、広町田2丁目〇〇〇〇番ほか2筆、地目は畑、面積は合計で2,491㎡の第3種農地です。平成26年8月28日に相続により農地を取得したもので、畑として適切に管理されていました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮 脇 委 員：4番 宮脇です。色々な野菜が栽培されていました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、議案のとおり報告と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、議案のとおり報告と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、焼山中央3丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は合計で493㎡の第3種農地です。平成23年7月13日に相続により農地を取得したもので、畑として適切に管理されていました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮 脇 委 員：4番 宮脇です。草が生えており調査日に草刈りを予定していました。奥の方に栗と柿の木が植えていました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

水 場 委 員：8番 水場です。草が生えていることも気にはなりますが、それ以上に、果樹の数が少ないのが気になります。この状態で農地として見れるのでしょうか。もう少し果樹があってもよいのではないのでしょうか。

議 長：その他、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、議案のとおり報告と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、議案のとおり報告と決定します。

議 長：次に、議案第19号「令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1ページ「Ⅰ 農業委員会の状況」は、令和6年4月1日現在の農業委員会の現在の体制や農家・農地の概要です。2ページ「Ⅱ最適化活動の目標」は、1最適化活動の成果目標（1）農地の集積ですが、①現状及び課題は、令和6年4月現在の管内の農地面積1,950haに対してこれまでの集積面積は54.4haで集積率は2.8%となっています。②目標は、国や県から、各市町が令和12年までに達成すべき数値目標が設定された

結果、その間の経過年数で割り戻した数値を目標とするよう指示があったため、今年度の新規集積面積50haなど過大な目標となっています。(2)遊休農地の解消ですが、現在の1号遊休農地面積は114haとなっており、目標は、国や県の指示によるものです。3ページ(3)新規参入の促進は、今年度の新規参入者は2経営体、1.3haで、目標は3年間の権利移動面積の平均の1割で1.2haとなっています。2最適化活動の活動目標は、1人当たりの活動日数を月当たり6日にしてありますが、これは対外的な目標であり、目標の達成率を上げるために、あえて目標を低く設定するものです。実際の活動は、毎月10日以上を目標としてください。活動強化月間の設定目標は、8月の農地集積会議で農地の出し手リストを活用して農地の集積に取り組み、10月頃の農地パトロールで遊休農地近隣農業者及び担い手への戸別訪問等により、遊休農地の解消に取り組み、12月の地区会で農地の出し手リストを活用して新規参入名簿を作成し、新規参入の促進に取り組むこととしています。4ページは新規参入相談会への参加目標です。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ありませんか。

高 本 委 員：6番 高本です。優良農地があっても耕作する者がいない現状があり、非常に頓珍漢な目標・取組であるように思う。鶏が先か卵が先かの議論になるのかもしれないが、私は、担い手あつての農地です。耕作者が居なければ、農地は荒れ地域は衰退します。やりたい人を見つける取組が優先されるべきと考えます。

議 長：その他ご意見は、ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおり決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおりと決定します。

議 長：次に、協議事項第1号「呉市地方卸売市場運営協議会委員の推薦について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：それでは資料2をご覧ください。呉市地方卸売市場運営協議会委員につきましては、委員構成の学識経験者の5名のうちの1名を農業委員から推薦すると定められており、任期は2年となっております。今回、令和6年5月31日で任期が終了するため、次の任期の候補者を推薦してほしいと呉市長から依頼されております。

議 長：現在は、田中委員に協議会委員をお願いしております。

柏 木 委 員：1番 柏木です。引続き、田中委員をお願いしてはどうでしょうか

議 長：田中委員を推薦してはどうかというご発言がありましたが、これにご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：田中委員，いかがでしょうか。

田 中 委 員：ご推薦頂いたので，頑張ってやらさせていただきます。

議 長：それでは異議なしと認め，田中委員に決定いたします。よろしく申し上げます。

議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：市街化区域内の農地について，この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので，農地法第4条の規定による届出が1件，農地法第5条の規定による届出が6件ございましたので，報告します。続きまして，この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので，非農地証明申請について4件を証明し，非農地判断について197件を通知しましたので報告します。

議 長：今までを通して，ご意見，ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：今月出席した会議について報告します。4月1日は，農業委員会の辞令交付式がありました。4月17日には，皆さんと同様ですが，地区会議に出席しました。4月18日午前，広島市で広島県西部ブロック会議があり新規役員を決定しました。午後は，常設審議委員会農地部会に出席しました。以上，会長として出席したことを報告します。

議 長：それでは，次回の日程を申し上げます。

次回，令和6年第5回総会は，5月31日 金曜日 午後2時 から
場所は，呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和6年第4回呉市農業委員会総会を閉会します。

この後，10分間の休憩を挟んで，農林水産課，農林土木課の新年度予算説明及び意見交換会を実施したいと思います。本日のご審議，ありがとうございました。

(午後2時55分)

以上は、令和6年第4回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 6 年 月 日

呉市農業委員会 会 長

呉市農業委員会 委 員

呉市農業委員会 委 員